

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第1委員会室 担当職員 池永
日 時	平成27年9月18日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 17 分
出席委員	明田 馬場 酒井 奥村 富谷 平本 小松 西口議長		
理事者 出席者	中川環境市民部長 西田環境市民部市民生活・保険医療担当部長 塩尻環境政策課長 西田環境政策課環境保全担当課長 辻村環境クリーン推進課長 小西市民課長 浦保険医療課長 小川健康福祉部長 玉記健康福祉部保健・長寿担当部長 猪上地域福祉課長 中村障害福祉課長 岸田障害福祉課施策担当課長 小栗高齢福祉課長 高橋高齢福祉課副課長		
事務局	鈴木係長、池永		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員1名(竹田)

## 会 議 の 概 要

- 1 開 議
- 2 事務局日程説明
- 3 議案審査

[ 理事者入室 ] 環境市民部

( 1 ) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

< 環境市民部長 >

概要説明

< 各担当課長 >

資料に基づき順次説明

~ 10 : 11

[ 質疑 ]

< 馬場副委員長 >

P 11、戸籍住民基本台帳経費の業務委託料の委託先と委託内容は。

< 市民課長 >

競争入札を考えているので委託先は決まっていない。委託内容は、相談窓口の受付支援、通知カードの返戻対応、カード発行に際する暗証番号入力などの事務支援に376万1千円を計上している。また事務委託料は統合端末を2台、タッチパネルを3台設置する設定業務一式の委託である。

< 馬場副委員長 >

本市のマイナンバーの対象件数は。

< 市民課長 >

各個人が対象となるので、約9万1千人である。

<馬場副委員長>

P 3 2、塵芥処理施設管理業務委託の内容と委託業者は。

<環境クリーン推進課長>

内容は運転管理にかかる業務であり、入札で決定するので業者は未定である。脱水汚泥は場外搬出・処分に関する経費である。若宮工場の運転管理経費である。

<馬場副委員長>

桜塚について、24時間対応は業務が難しいと聞いているが、継続性などは必要なのか。入札で良いのか。

<環境クリーン推進課長>

施設を管理する立場からいうと、継続性がある方がより安全で安心な維持管理ができる。しかし、これだけの金額を随意契約するのはどうかという観点から、指名競争入札で執行している。

<環境市民部長>

指名競争入札にあたっては、相手の能力など実績を考慮して指名するので、安全・安心を担保した上での競争入札である。

<酒井委員>

マイナンバーの件で、通知カードの不達の見込み数は。

<市民課長>

通知カード約500通、個人番号カード約千通の返戻対応を見込んでいる。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

通知カードは簡易書留・転送不要で送られる。戻ってくる枚数は、あて所なしが4～5%、郵便局での1週間の保管期間経過が5～6%と見込んでおり、合計10%、約3800通の返戻を考えている。

<酒井委員>

再送などの対応は。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

平成26年度の臨時福祉給付金で全戸に郵送をした。普通郵便・転送ありで、返戻が0.5%、200通弱であった。今回の返戻分については、再度普通郵便で、取りに来てもらうよう通知することになる。最後200件余りが残る可能性があるが、ホームページなどの方法で周知していきたい。

<奥村委員>

3800通の見込みは多いのでは。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

転送しない分、4～5%程度あると見込んでいる。

<奥村委員>

転送届が出ていても転送しないのはなぜか。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

国の方針で、確実に住所地に届けるためである。転送先に誰が住んでいるか不明確であり、転送しない。

<奥村委員>

コンビニ交付について、いろいろな種類のコンビニがあるが、どれでもいいのか。

<市民課長>

システムに加入しているコンビニである。セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス等である。

< 奥村委員 >

コンビニは簡易な建物が多く、すぐに店舗を移動したりするが、その際の機械などの負担は。また、亀岡にあるコンビニ全てで導入されるのか。

< 市民課長 >

各店舗の経費はコンビニ側の負担となる。市内店舗すべてかどうかは調査していないが、大手コンビニでは可能と聞いている。

~ 10 : 25

( 2 ) 第 2 号議案 平成 27 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

< 環境市民部長 >

概要説明

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

~ 10 : 33

[ 質疑 ]

< 平本委員 >

医療費の鈍化の理由は。

< 保険医療課長 >

医療費が年度の前半に急増した理由は前期高齢者の増加である。鈍化の理由の詳細は不明であるが、12 ~ 2月の診療日数が少なかったことが影響していると考ええる。

< 馬場副委員長 >

当初は資金不足が起こるという説明であった。予測と大幅に異なる理由は。そのあたりのおおまかな分析ができなかったら、過大見積もりと言われるのでは。

< 保険医療課長 >

例をとると、平成26年度の3月支払と平成27年度4月支払の1カ月間で8千万円の差があった。これを実際見込むことはできない。国保事業において、医療機関への支払いは国保連合会を通じて来るので、請求が来る段階で予算がないとは言えない。どうしても予算は多めに組んでおく必要がある。

< 奥村委員 >

インフルエンザが流行したらすぐに1億円程度が飛んでいってしまうので難しいと思う。多めに見積もるとのことだが、それを見込んだうえで保険料を決定しているのか。

< 保険医療課長 >

平成26年度を例にとると、当初に歳出予算を組み、その予算に見合った保険料としている。それから医療費が増加傾向にあったので9月補正予算を計上した。その後医療費が鈍化したものである。保険料の計算には、その伸びや鈍化の分は入っていない。

< 明田委員長 >

府から借りることについて、府との関係で、今後の亀岡市に対する信用力という意味では影響が大きいと考える。部を挙げて慎重に検討していただきたい。

< 環境市民部長 >

十分に精査をして見込むべきという意見は重く受け止める。しかし、少しの違いで大きな差が出る状況である。国保会計については、年間の医療費の3%程度を財政

調整基金で積み立てておき、緊急の場合に対応するというのが標準的な運営と考えられている。ただ本市には、そのような余力がないので、昨年度は府の貸付金を依頼した。府の貸付金を受けるにあたっては、何度も協議をして医療費の動向を説明し、貸し付けを受けたところである。平成26年度の決算状況についても府に丁寧に説明していきたい。

<奥村委員>

3%という相当な額であるが、このような問題が起こってくるのは基金がないからである。基金の積み立てができるように、国保料の負担も考えながら、計画を持って検討していかれるべきである。少しずつでも基金を積んでいただきたい。要望である。

~ 10 : 38

### (3) 第5号議案 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

概要説明

<市民課長>

資料に基づき説明

~ 10 : 41

[ 質疑 ]

<平本委員>

再交付の手続きは窓口だけなのか。

<市民課長>

市に来ていただき、紛失・破損等の手続きをしていただくことになる。

<平本委員>

遠方で来られない人は、再交付を受けられないということか。

<市民課長>

本人確認をする必要があるので、来庁でお願いしたいと考えている。

<馬場副委員長>

年金情報の流出問題があったが、マイナンバーで、全国ネットで接続する時に、検討の議論はあったのか。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

地方公共団体と他の機関がネットワークで情報をやりとりするのは、平成29年7月からである。現在はシステムの間隔サーバーも完成していない段階なので、システムの安全性を確認しようがない。国の情報セキュリティ対策については、それなりにしっかりとしたものが構築されると考えている。

<馬場副委員長>

もしサイバー攻撃をされて、全てのシステムがストップした時には、どのような体制をとるのか。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

市の中のシステムで言えば、情報連携をするデータは基幹業務支援システムで扱っている。情報漏洩が発生するのは、個人情報インターネットに接続するシステムで取り扱っていることが大きな原因だと考えている。本市のシステムはインターネット系とは完全に切り離している。ただ、最大の原因は人のミスであったりするわ

けであり、様々な懸念はあるが、現在、システムの技術的な面では最大限のセキュリティ確保をしていると考えている。

< 奥村委員 >

いろいろな問題事象に配慮するというのは分かったが、今後発生する問題についても同様に対応するのか。例えばDVなどの事象が今後発生した場合、いったん付与した番号も希望で変更できるのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

基本的に一度付与された個人番号は変えられない。変更できる理由としては、個人番号の漏洩があった場合という規定がある。その場合は、市町村長の権限で申請によって変えることができる。現在想定されているものは、この1点である。

< 奥村委員 >

過去に、住居表示の番号が気に入らないという市民もあった。番号の変更をしないことでトラブルがあるかもしれないが、トラブルを乗り越えていただきたい。

< 明田委員長 >

受け取りを拒否した場合、罰則規定はないのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

番号の通知を受け取り拒否しても番号は付番されている。1月1日以降、税や社会保障の手続きで番号の記載を求められることになるが、番号を記載しない場合にどうなるかということについては、国が対応を検討中である。市の窓口では受け取らざるを得ないのでと考えるが、国の通知に基づいて対応していく。

< 酒井委員 >

再発行の手続きは本人のみに認められているのか。代理人にはどうか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

新規の発行と同様の扱いなので、法定代理人は可能である。その他については、手元に資料がないので不明である。

< 環境市民部長 >

本日は補正予算の審議であるので、全て答弁する備えがないので理解いただきたい。

< 平本委員 >

漏洩というのは、誰に漏れたら漏洩なのか。親族などに漏れた場合は。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

個人番号はいろいろな場面で使う。勤務先など色々な人に知られるのは事実である。どこからが漏洩かというのは判断が難しいが、漏れたことによって、なりすましや不正などの被害が明らかに発生する恐れが高い場合に限られると考えている。

< 奥村委員 >

カードは何歳からもらえるのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

住民票があれば0歳からである。15歳未満は保護者の同意が必要である。

< 酒井委員 >

ICチップが入っており、劣化も考えられるが、市民の負担で再交付となるのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

破損や紛失・盗難などによる再交付が考えられるが、明らかに本人の非によらない場合は、国が負担することとなっている。ICチップもそのような場合は手数料免除となる。なお、個人番号カードの再交付手数料が800円と規定しているが、これに電子証明書の機能を付加する場合は、別途地方公共団体情報システム機構（J

- L I S ) に追加で 2 0 0 円支払うことになっている。徴収は市の窓口で行い、それを歳入歳出外現金として J - L I S に支払う。

< 酒井委員 >

本人の非によらない再発行は国が負担すると明記されているのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

国から通知が来ている。市町村・J - L I S のミスによってカードの機能が損なわれた場合や、住所記載欄が一杯になった場合などがある。

< 馬場副委員長 >

カードを紛失した場合、なりすましなど、誰かが使う恐れはあるのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

カードには顔写真が掲載されており、行政の窓口では本人と照合する。またマイナンバーカードを使っていろいろなサービスを受ける場合には、必ず暗証番号が必要になる。カードが盗難に遭い暗証番号も知られた場合は、危険なのですぐに停止の手続きが必要であるが、一般的にカードを無くしたら即、なりすまし・不正があるかということ、そこまでではないと考える。

< 馬場副委員長 >

写真も変えられた場合、個人番号そのものを変えることもありうるのか。

< 環境市民部市民生活・保険医療担当部長 >

カードの写真を改ざんするということか。

< 明田委員長 >

一度、検討いただきたい。

[ 理事者退室 ]

~ 1 1 : 0 0

[ 理事者入室 ] 健康福祉部

( 4 ) 第 1 号議案 平成 2 7 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )

< 健康福祉部長 >

概要説明

< 各担当課長 >

資料に基づき順次説明

~ 1 1 : 0 6

[ 質疑 ]

< 馬場副委員長 >

今年の 7 月からの住宅扶助額や冬期加算額の改定について、金額はどう変更になったのか。

< 地域福祉課長 >

一覧表を後ほど提出する。平成 2 7 年 6 月現在の保護世帯については経過措置を講じている。やむを得ない理由で転居困難なケースについては、見直し前の基準額を適用しており、5 8 5 世帯のうち 5 8 2 世帯は据え置きである。また、冬期加算額も見直しが見直しが実施され、全国的には引き下げられる地域もあるが、本市は 3 級地の 1 という基準であり、級地間格差が廃止されたことに伴い、実質支給額は従来より増

えている。月額にして1人世帯で60円、2人世帯で390円、3人世帯で260円増えている。

～ 11 : 08

(5) 第3号議案 平成27年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

<健康福祉部長>

概要説明

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

[質疑] なし

[理事者退室]

～ 11 : 11

[自由討議]

<酒井委員>

アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費の委託費が増大している。スタジアムはアユモドキとの共生が大前提であり、これが必要かどうかという話にはならないが、見ておかないとどんどん増えるのではないかと心配である。以前は4～500万円で推移していたが、平成26年度は8500万円、平成27年度も今回の補正を認めれば7700万円となる。スタジアム事業で何にどこまで出すつもりでいるのか全体像を確認しておかないと、必要になりましたと言われる都度認めていて良いのか。

<馬場副委員長>

確かに金額は増大している。議会への報告がなさすぎる。あの場所はアユモドキ以外の生態系もあり、そのような色々な生態系を含めた調査なのか。議会に全容を報告いただきたい。それがどういう実を結ぶのか。

<酒井委員>

アユモドキの保全に限らず、スタジアムのプロジェクト全体について把握しきれていないのが実状。きちんと把握したうえで「これだけ経費が必要になった」となったとき、意味のある検討ができる。言われたまま認めるのではなく歯止めをかける必要がある。

<奥村委員>

亀岡市の負担は50億円と言われているが、内訳について精査しなければならない。その中にアユモドキの経費は入っているのか、上水道や道路はどれだけ入っているのか。

<酒井委員>

委員会としてプロジェクトチームの資料を求めるべきでは。

<明田委員長>

どのような資料か。

<酒井委員>

50億円の中身をきちんと見せていただきたい。プロジェクトチーム会議で話し合っている内容について把握しておかないといけない。それぞれの会議でどういうこ

とを決め、どのような進捗になっているのか、新たに資料を作って出させることが必要。また、プロジェクトとして、項目ごとのある程度の予算が決まっているはずである。それぞれの項目で絶対クリアしなければいけない条件があるはずなので、その資料を分かりやすく作って出させるべき。

< 明田委員長 >

当委員会としてどこまで要求するか。総務文教が担当であり、そちらでされているかもしれないので、それを調査して要求してはどうか。

< 馬場副委員長 >

府議会には基本設計が出された。スタジアム関係は総務文教だが、環境厚生に関わる共生ゾーンの設計がどの程度できているかについては、資料請求してはどうか。

< 明田委員長 >

今ここで全てというわけにはいかないが、これから検討して行って、対応を迫ることにしたい。

< 酒井委員 >

環境厚生に関わる共生ゾーンだけの話ではない。府がやっている基本設計はスタジアムである。府がやっている部分以外にも市が考えなくてはいけないことはたくさんある。それについて全部説明していただいた上での環境厚生に関わる議案である。全体の説明を議会として求めていかなければならない。早急に出していただきたい。

< 明田委員長 >

副委員長と協議しながら、できる限り意向に沿うように進める。

< 酒井委員 >

マイナンバーも、ものによって所管が分かれる。内容が分かっていない上に、本会議の答弁を聞いても、あまり市民の安心安全を守ろうという姿勢が見えてこない。これについても全体を把握しておかないと心配である。議案審査では条例改正や補正予算だけになるが、何らかの検証が必要なので、皆で見えていくべきでは。

< 奥村委員 >

市民への周知徹底は、通常のホームページやチラシだけでは難しい。各地域で説明の場を設けないと混乱するのでは。

< 明田委員長 >

各団体に加入している人には、そこで説明会が行われつつあるが、一般の市民には、なかなか勉強する機会がないので不安に感じておられる。

< 酒井委員 >

市が事務を取り扱う中で、想定される心配事があれば事前にチェックしておかないといけない。条例の議決責任もある。想定できる心配事にできる限り対処できるようにするためにも全体像の把握が必要。市民への周知以前にすべきことがある。環境厚生だけで取り扱うようなものではないが、マイナンバー全体を知っておく場を設けていただきたい。

< 明田委員長 >

そういう機会ができるか相談する。スタジアムについても、このところ全員協議会での説明がない。そのようなことを含めて協議する。

~ 11 : 27

#### 4 討 論 ~ 採 決

[討論]

<馬場副委員長>

1号議案、5号議案について反対。マイナンバーでいろいろな問題が明らかになっているのに、国が一方的に地方自治体に押し付け、地方自治体も訳が分からないまま導入しようとしているのが最大の問題。住基ネットは拒否する自治体もあった。マイナンバーから離脱すべきである。マイナンバーは12桁の番号だが、セキュリティの関係で固定して番号をつけることは危険である。個人のプライバシー侵害の恐れがある。カードの発行も含めて、そのような恐れのあるものは行うべきではない。

<酒井委員>

1号議案、5号議案に賛成。マイナンバー法自体がどうかということとは別に考えるべきである。住基ネットは自治事務なので接続拒否できたかもしれないが、マイナンバーは法定受託事務である。国の不手際や心配はあるが、やるのであれば自分たちでしっかり考えて、最大限被害を食い止めるような対策が必要である。マイナンバーにノーを言うにしても、意見書を出すという方向でしかありえない。コンビニ交付は、利便性が向上するということなので、反対する理由はない。カード発行もしなくてはいけないことであり、手数料条例を定めておく必要がある。心配な気持ちは分かるが、中身をしっかりと見て、「ここは市としてきちんとしていくべきだ」と議会から指摘していく方法をとるしかない。アユモドキは保全する前提、「共生するスタジアム」という前提で提案しているので、この経費が認められないことはありえないが、経費がどんどん増加している中で全体像をきちんと把握しなければならない。

<奥村委員>

1号議案に賛成である。ただ、スタジアム事業の関係で集中的に環境調査をして守っていくのは大事だが、一定歯止めも必要である。府の「未来づくり交付金」をもらっているが、それは他の事業でも使えるものである。そのあたりを含めて一定検討が必要。また、その調査は何年まで行い、どれだけの金額がいるのか、はっきりとした計画を立てなければならない。賛成ではあるが、そういうところをしっかりと見ていかなければならない。

～ 11 : 36

[採決]

第1号議案	挙手	多数	可決（反対：馬場副委員長）
第2号議案	挙手	全員	可決
第3号議案	挙手	全員	可決
第5号議案	挙手	多数	可決（反対：馬場副委員長）

[指摘要望事項]

<酒井委員>

先ほど申し上げたことを指摘要望に入れてほしい。

<明田委員長>

趣旨を汲み、正副委員長で調整する。

<全員了>

～ 11 : 39

5 その他

( 1 ) 議会だよりの掲載事項について

< 明田委員長 >

議会だよりの掲載事項はどのようにするか。

< 酒井委員 >

アユモドキについてはどうか。

< 馬場副委員長 >

マイナンバーも入れてはどうか。

< 酒井委員 >

マイナンバーは、手数料についての議論ではなかった。

< 馬場副委員長 >

国保はどうか。

< 奥村委員 >

市民が聞きたいのはアユモドキでは。

< 酒井委員 >

議案に関して色々な意見が出たのはアユモドキである。1項目で多めにスペースを取るか、余ったら他の委員会で調整してもらってはどうか。

< 明田委員長 >

それで良いか。

< 了 >

( 2 ) 議会報告会の意見対応について ( 8月26日、27日開催分 )

[委員長から意見・要望などの概要及び当日回答内容を項目ごとに報告、対応を協議]

- ・大 井 3 : 調査回答
- ・ " 5 : 参 考
- ・ " 7 : 調査回答
- ・宮 前 4 : 参 考
- ・ " 5 : 報 告
- ・ " 10 : 参 考
- ・東 別 院 10 : 参 考
- ・吉 川 1 : 調査回答
- ・ " 2 : 調査回答
- ・ " 9 : 調査回答

~ 12 : 05

( 3 ) 次回の月例開催について

< 酒井委員 >

テーマが設定できた。10月に2~3回は日程を取ってはどうか。

< 馬場副委員長 >

市長選もあり難しい。1回で良いと考える。

< 酒井委員 >

11月なら可能か。

< 明田委員長 >

まず10月の話をしていただきたい。

< 奥村委員 >

10月19日の議員団研修の日でどうか。

< 平本委員 >

隔週で月2回、曜日も固定しては。来られる人だけ来るのでどうか。

< 明田委員長 >

皆が参加する中で進めていくべきである。10月についてまず決め、その後にまたそれ以降について決めていけばよい。10月19日の午前10時からでどうか。

< 了 >

< 明田委員長 >

病院事業に関することを議題とする。病院に説明を求める内容を整理しておく必要がある。

< 酒井委員 >

決算審査の中でも疑問点が出てくると考える。このあいだの質疑への回答を聞いていると、病院に聞いても知りたいことが分かりにくい。専門家に話を聞くことを含めて、どう進めていくかを話し合いたい。

< 明田委員長 >

委員会として専門家に話を聞くのか。

< 酒井委員 >

今回の決算審査での不明点について、執行部に聞くことに限らず、どう委員会として研究するかを10月に話し合っ、今後のことを決めるのが良いのでは。

< 明田委員長 >

10月19日にそういうことを議論するということか。

< 酒井委員 >

どんな内容を深めていくべきなのか。専門家の意見の活用や資料の分析など、いろいろな方法がある。委員会に提示したい意見があれば、事前に各委員のメールボックスに入れられるような形にすれば、1回の会議でも有意義な議論ができるのでは。

< 馬場副委員長 >

ぶっつけ本番で執行部に聞くより、19日にテーマを絞って、どういうことを勉強したいのかを決める方が良い。また、定期的な開催の方が都合が良い。19日に、隔週開催とするか、定期的に曜日を決めて開催するかどうかも決めていっては。

< 明田委員長 >

それぞれ自分の考え方を整理していただき、19日に決定していきたい。今後の活動と、病院に対して何を議題として勉強するかも、それぞれ考えておいていただきたい。詳細の調整は正副委員長に一任願う。次回は10月2日に委員長報告の確認を行う。

散会 ~ 12 : 17